

上州小舞木村郡蔵の寄場入り

——幕府人足寄場の機能に着目して——

高
塩
博

目次

はじめに

一 郡蔵の寄場入りに関する先行研究

二 郡蔵の寄場収容から放免までの経過

三 郡蔵の処罰に関する関東郡代伺と評定所評議

四 郡蔵の寄場入りと追放刑者の寄場収容

むすび

はじめに

郡蔵は上野国新田郡小舞木村（現、群馬県太田市小舞木町）の百姓である。彼は、三十歳の寛政十一年（一七九九）二月五日より三十四歳の享和二年（一八〇二）四月十三日まで、足掛け四年を江戸の石川島人足寄場に収容された。寄場での処遇を恩義に感じた郡蔵は、放免翌年の享和三年二月、江戸にやってくる人足差配人を介して礼状を提出するとともに、恩義を忘れないようにするため、「寄場人足之内百姓筋之者一兩人」の身元を引き受けて世話をすることを願い出た。寄場はこれに応じて人足一人を引き渡している。

人足寄場の収容対象者はおもに無罪の無宿である。²⁾身元引受人が人足の引き渡しを願い出れば、収容期間の長短を問うことなく放免するが原則である。ところが、郡蔵は百姓身分の有宿であつて、老中の「御差図」によつて送られてきた。しかもその際、身元引受人からの赦免願いが出されても引き渡しはまかりならぬとの通知も伝達された。その一箇月後、寄場を支配する若年寄からは、「五七年も過、心底相直り候趣三候八、差免之儀可被聞候」という指示が出された。収容時のこつした経緯からすると、郡蔵の寄場入りは特異な事例である。通常の寄場収容とは異なる何らかの特別な事情が存するであろうか。

本稿は、郡蔵の寄場入りの事情を探り、郡蔵の事案がその後の寄場に与えた影響について若干の考察を加えるものである。大方のご示教が得られるならば幸いである。

一 郡蔵の寄場入りに関する先行研究

『日本近世行刑史稿』の著者辻敬助氏は、人足寄場の制度が「少くも天保年間に至る迄は、風俗匡正犯罪予防上多大の効果を収め」たことを指摘し、それを証する史料として、「寄場人足旧記留」（矯正協会所蔵³）から享和三年（二八〇三）二月の日付を有する左記の文書を引用した⁴。長文であるが、重要なので左に全文を掲載する。この時、寄場奉行は第四代桜井隼三郎⁵、寄場を支配する若年寄は堀田撰津守（正敦）である。

此書面、帯刀殿方撰津守殿へ御直三
御上ケ、三月八不承知繁八申聞候、

寄場奉行

上州小舞木村

百姓

郡蔵

右之者、五ヶ年以前未年二月五日、菅沼下野守掛りにて敲御仕置之上寄場^え入、其節引取人有之候ても、掛合之上取計候様、同人方より書送り有之候ものニ御座候、然ル処、同村名主共引取候儀願出候^二付、下野守^えも掛合候処、右郡蔵儀、引取之儀願出候ても引渡難成もの之由、对馬守殿同濟之趣申聞候間差置候得共、一躰寄場之儀は、無罪無宿之者請取置、身元見届、年月之多少^三不限、引渡候儀^二御座候得共、百姓^二相違無之寄場^二差置、取扱方も難致方候^二付、下野守方へ差戻之儀掛合候処、難請取趣申聞候^二付、外人足同様之心意^三にて、寄場^二差置可申哉之儀、同月廿九日相伺候処、同三月七日、撰津守殿御書付を以、右郡蔵儀、寄場人足之通手業申付、手放置不苦候得共、御咎又筋之者^二付心附、五七年過候て心躰も相直り候八、差免之儀可奉伺被仰渡、夫々

遣方等申付候、四ヶ年差置候処、追々実意ニも立戻り候様相見へ候ニ付、去戌二月栗田喜兵衛勤役中、赦免之儀申上、同四月十三日、中川飛驒守え引渡赦免之上帰村仕、父跡相続仕罷在候趣ニて、同十月上旬、為御礼出府可いたし心掛候処、類焼いたし取紛延引いたし候段、人足差配人迄礼状差越申候て、此節出府仕、奉蒙御高恩、身上取続、田畑等も取持仕候義、全永々御地所ニ罷在候御仁恵を以、父跡相続仕候段難有仕合、御厚恩之儀、末々忘却不仕様、為冥加寄場人足之内百姓筋之者、一兩人も引請世話致度旨、人足差配人を以相願候間、外人足共一同心得ニも罷成、奇特成ものニ奉存候ニ付、心躰相直り候様罷成もの寺人、赦免引渡差遣申候間、此段御聽ニ入置度申上候、

亥二月

次いで石井良助氏は、辻氏の『日本近世行刑史稿』から右の記事を引用し、寄場收容に關しての議論を展開された。⁶⁵すなわち、石井氏は「敲、入墨等の刑の済んだ者を受け入れる場合、のちには、年限をきめて、受け入れることになったこと」を証する史料としてこの記事を引用し、次のように述べられた。

無罪之無宿を入れた場合には年限の定めがなく、改悛の事実があり、引受人さえいれば、何時でも放免されるわけであるが、右の例に見えるように、敲の前科のある者については、年限を定めることが行われたのである。

(傍線は引用者、以下同じ)

石井氏は、右の記事に依拠して、敲の刑を受けた者(無宿にあらずして有宿)について、收容期間を定めて收容することが行なわれたとするのである(後述するように、この見解は的を射ていない)。

「寄場人足旧記留」は郡蔵に關し、右の文書を含めて一三点の文書を収録する。それらは、郡蔵の寄場送致状にはじまって、処遇に關する寄場奉行から勘定奉行への照会、処遇についての若年寄から寄場奉行への指示、小舞木村の村役人らの赦免願い、寄場奉行の二度にわたる身柄引き渡し申請などを経て放免となるまでの文書、および放

免後の前掲文書である。⁽⁷⁾

これらの文書を検討して、郡蔵の寄場收容に言及されたのは丸山忠綱氏である。丸山氏は幕府の人足寄場について総括的に考証を加え、「加役方人足寄場について」と題する大論文を発表された。その中で郡蔵の一件にも言及され、「寄場に收容する条件なり、範圍なりに適合しているか、いなか不明な、極めて曖昧なケースでも、強権を以てここに入れられた人もいる」として、郡蔵の寄場收容から放免までの経過を説明し、その最後に、郡蔵が寄場に收容された理由につき、次のように述べておられる。⁽⁸⁾

翌（享和二年）五月二十七日菅沼下野守は勅定奉行をやめているが、態々、中川飛驒守の手を通じたことや、それ迄、郡蔵引取方願却下の理由としては漠然と、「不屈之品有之」と言っているだけで、具体的なことが少しものべられていないようなところからすると、何か菅沼下野守の感情を害する如き所行があつたが故に強引に寄場に收容せしめられたと察せられる節がある。況んや郡蔵なる者は釈放の翌享和三年二月には、寄場で大變御厄介になつた御礼にと出府し、なお人足中百姓筋の者一兩人引請け世話致し度しと申出で一人をつれ帰り寄場奉行を感激させている程の生真面目さをもっている人物であるにおいておや。（括弧および傍線は引用者）丸山氏は、郡蔵が寄場に收容された理由を推測して、掛奉行である菅沼下野守（定冨、勅定奉行）の「感情を害する如き所行」に求めているのである。

二 郡蔵の寄場收容から放免までの経過

郡蔵の寄場入りから放免にいたるまでの経過については、丸山論文がその大筋を記すが、郡蔵一件の本質を理解するためには、「寄場人足旧記留」によつてあらためて一瞥する必要がある。郡蔵の寄場入りは寛政十一年（一七

九九)二月五日のことである。同日、第二代の寄場奉行川村嘉吉は、勘定奉行菅沼下野守より左の送り状をもって郡蔵の送致を受けた(史料〔23〕⁹)。

〔川村嘉吉殿

山岡十兵衛知行

上州新田郡小舞木村

百姓

郡蔵

右之もの不届有之、敲之上人足寄場^え可差遣旨御差図有之、御仕置相済候間、御引渡申候、以上、

未二月

この送致状によると、郡蔵には何らかの「不届」が存し、そのために老中の「御差図」をつけて「敲之上人足寄場」に差し遣わされたのである。つまり、郡蔵の事案は、通常の寄場収容とは異なる事情が存すると推察されるのである。同日、菅沼下野守からもう一通の文書が届いた(史料〔24〕¹⁰)。その文面は、

〔川村嘉吉殿

山岡十兵衛知行

上州新田郡小舞木村

百姓

郡蔵

右之もの人足寄場^え差遣候、身寄引受人等有之願出候ても、引渡之儀は難成もの三候間、其段御心得、若郡蔵身分進退之儀も有之候八、其節一応御申聞可有之候、以上、

未二月五日

というものである。郡蔵については身元引受人が願い出ても放棄させてはならず、また身分に変更を加える場合は掛奉行の菅沼下野守に申し出ることが指示された。身元引受を容認しないのは異例である。⁽¹⁾

しかしながら、郡蔵が寄場入りしてから七日後の二月十二日、早速に身元引受人があらわれた。小舞木村の名主新兵衛である。そこで寄場奉行川村嘉吉は、身柄引渡について掛奉行菅沼下野守に照会した。左の通りである（史料〔25〕⁽¹⁹⁾）。

菅沼下野守殿

川村嘉吉

先達て御引渡被成候上州新田郡小舞木村百姓郡蔵義、右同村名主新兵衛引取度段願出候間、一通り相糺候処、郡蔵義は養母并妻子も有之、右妻子等難儀仕候間、御引渡被下候様相願候付、願之通引渡可申奉存候、左候ても、其御役所差支之儀無御座哉、御問合申上候、以上、

未二月

郡蔵には養母と妻子があり、村に残された妻子らは難儀しているという。この問合せに対する返答は、「安藤対馬守殿え相伺候処、郡蔵義引取人有之候ても、引渡之儀は難成ものニ付、其段申達候様被仰渡候」というものであった（史料〔25〕の下ヶ札）。菅沼下野守は老中安藤対馬守（信成）の指示を仰いだのである。その結果はやはり、引き渡しはならぬとの回答であった。

そこで寄場奉行は、身元引受の許されない郡蔵をどのように処遇すべきか、同月二十九日、上司である若年寄堀田撰津守に問い合わせた（史料〔22〕⁽¹⁴⁾）。百姓身分でしかも「重キ被仰渡」のある郡蔵を、他の人足と同じに扱ってよいかと伺ったのである。⁽¹⁴⁾ この問合せに対しては、三月七日に左の回答が届けられた（史料〔26〕⁽¹⁵⁾）。

未三月七日、撰津守殿御渡

寄場奉行え

八二

山岡十兵衛知行

上州新田郡

小舞木村百姓

郡蔵

右之者、不届之品有之ニ付、寄場え差遣候、惣て寄場人足之通、手業等可被申付候、尤手放置候儀不苦候得共、御咎筋之者ニ候間、不逃去様心付可被申候、五七年も過心底相直り候趣ニ候ハ、差免之儀可被聞候、

この回答によると、他の人足と同様に「手放置」いた状態で手業などに従事させてよいが、「御咎筋之者」などで、逃走しないように注意しなさいというものであった。着目すべきは、右の回答が「五七年も過心底相直り候趣ニ候ハ、差免之儀可被聞候」と指示していることである。郡蔵の収容期間を「五七年」と指定し、「心底相直り候趣」を確認したうえで、放免を照会せよというのである（「五七年」とは足掛け五年から七年という意味である）。

寛政十三年（一八〇二）正月、収容三年目を迎えたので、小舞木村は再び郡蔵の赦免を願ひ出た。今度の赦免願には、名主以下組頭、五人組、惣百姓、親類、総勢二十八名が名を連ねている（史料「39」¹⁶）。おそらく村中こぞつての赦免申請であろう。この赦免願いは、「老母并七才之女子、今日之口過出来兼、甚難義至極」であると訴えている。

正月の赦免願いを受けてから三四ヶ月ほどが経過した享和元年（一八〇一、享和改元は二月五日）五月二日、寄場奉行は郡蔵の身元引受を若年寄堀田損津守に伺った（史料「38」¹⁵）。この時の寄場奉行は第三代の栗田喜兵衛である。

寄場奉行は、伺書の中で郡蔵の寄場での生活ぶりを、

郡蔵儀、寄場え請取候義、遣方申付等不相背出精仕、万端行届候様相見、聊心得違之義も不仕、此節は心庭も

相直り候様子相見申候、(中略)誠実意ニも相成候様子ニ相見候

と報告している。寄場役所では郡蔵の改心を認定しているのである。それなので、次のように述べて放免を伺っている。

弥御仁恵厚ク、自然と慎方ニも相成可申奉存候間、最早三ヶ年も差置候義御座候得は、何卒老母存命之内引渡遣申度心付候ニ付、此段奉伺候、

足掛け三年も収容しているので、老母の存命のうちに放免してやりたいという訳である。ところが、この伺いはにべも無く却下された。その理由は、「村役人依願差免候筋ニは無之候」というものである。郡蔵は一般の足とは異なって、身元引受の申請を受け付けない特別な扱いなのである。前述したように、これは収容当初からの扱いである。寄場奉行は、五月二十七日、赦免願いの書状を小舞木村に返却した旨を摂津守に報告した(史料「40」)¹⁹。年が明けて享和二年二月二十日、寄場奉行栗田喜兵衛は再び郡蔵の赦免について伺った(史料「47」)²⁰。収容から満三年、足掛けて四年が経過したと、郡蔵の改心ぶりの紛れもないことが明白だからである。この伺書は郡蔵の改心ぶりを、

郡蔵心底之処弥相 候処、去ル年中申上候通、聊故障之儀も無御座、最早四ヶ年ニも罷成、何事も相弁、惣人足共世世話役申付置候処、取締り宜、身分相慎罷在、追々実意ニも相増候様奉存候

と記している。郡蔵は昨年の赦免申請の却下後も、何の問題を起こさなく過こし、より信望を集めて「惣人足共世話役」という役付にまでなり、その勤めも良好だといっているのである。

どつやら、今度の放免伺いは認められたようである。伺いから約四箇月後の四月十二日、中川飛驒守(忠英、勸定奉行兼関東郡代)は、松平田宮(寄場担当の目付)に宛てて一通の文書を発した。それは、郡蔵に「申渡之儀」があるので、「明十三日四時(午前十時)、郡代御役所へ差出可申旨」を寄場奉行に伝達するようという内容であった。

この通知は早速寄場奉行に届けられ、翌十三日、郡蔵は寄場下役二人（狩野藤吉、杉山八十吉）の戒護にて郡代役所に連行され、吟味方調役出役小川四兵衛に引渡された。その際の郡蔵の服装は寄場の御四季施である（以上、史料〔50〕²³⁾）。

同月、中川飛驒守はふたたび松平田宮宛に文書を発した。その文面は左の通りである（史料〔51〕²³⁾）。

〔松平田宮殿

中川飛驒守

山岡弥五郎知行

上州新田郡小舞木村

郡蔵

右之もの、先達て人足寄場え差遣候処、身持宜敷諸事相慎候三付、寄場差免帰村申付、村役人え可相渡旨、安藤対馬守殿御書付を以被仰渡候二付、其段申渡、村役人え引渡候間、此段御達申候、右之趣寄場奉行えも御申達有之候様存候、以上、

戌四月

つまり、中川飛驒守はこの書面で郡蔵の放免を伝えてきたのである。ここで注意すべきは、この結論が老中の「安藤対馬守殿御書付」によってもたらされたことである。郡蔵の放免に関しては、先の菅沼下野守の場合も中川飛驒守の場合も、共に老中に差函を仰いでいる。郡蔵の寄場への収容と放免とはともに、老中の決裁事項であったのである。

四月二十五日、寄場奉行栗田喜兵衛は、中川飛驒守の郡代役所が郡蔵の身柄を小舞木村の村役人に引き渡したことを若年寄立花出雲守（種周）に報告した（史料〔52〕²⁴⁾）。郡蔵の寄場入りから放免までの経過は、以上に見た通りである。

三 郡蔵の処罰に関する関東郡代何と評定所評議

前述したように、郡蔵は放免から十ヶ月後の享和三年二月、江戸に出て、寄場役所に対しその恩義を謝し、人足の身元引受をしたのである。このように真人間となった郡蔵が寄場に収容されることとなった「不屈」とは、どのような所業であったのだろうか。気にかかるところである。すでに見たように、史料「26」は郡蔵を「御咎筋之者」と呼んでいる。丸山氏は郡蔵の「不屈」を「菅沼下野守の感情を害する如き所行」と推測しておられたが、はたして何を射ているのだろうか。

評定所評議を類別した幕府判例集である「御仕置類例集」を探してみたところ、郡蔵一件についての何と評議を見出すことができた。「御仕置相済候上佐州^え可差遣哉之儀に付評議」と題する記事がそれである。⁽²⁵⁾これによって、郡蔵が人足寄場に収容されることとなった事情が判明する。左に引用するが、理解を助けるために段落を設け、かぎかっこをつけ、傍線、波線を附した。

寛政十年御渡

関東郡代

中川飛^(彈)守伺

一御仕置相済候上、佐州^え可差遣哉之儀ニ付評議、

山岡十兵衛知行

上州新田郡駒井木村

百姓

右之もの、別紙伺之通、御差函相濟候八、⁽¹⁾ 御仕置申渡候上、定例之通追払可申付奉存候、然処、当時百姓之身分ニは御座候得共、別紙奉伺候通、悪事いたし候もの故、無程村方え立帰、又候悪事可仕儀ニて、村方之もの共も難儀可及と奉存候間、⁽²⁾ 例は無御座候得共、佐州水替人足ニ差遣候様仕度奉存候、依之、此段奉伺候、

此儀、御仕置之刑名不相知候間、中川飛彈守方^(驛)え懸合承候処、「郡蔵儀、無宿和七、上州下武士村弥平次ニ被欺候由ニて憤り、同国細谷村定七・孫助并郡次郎悻楠之助、無宿吉兵衛・幸三郎・庄蔵・内蔵助、其外名前不存もの共、鉄炮又は鎗を持、弥平次方^え罷越候節、同人宅ニて不法および候儀は無之候とも、酒狂之由八難立、和七ニ随ひ同国女塚村迄罷越、其上和七相尋候吉六を囲置候逆、同国新宿村清次宅ニて、和七一同戸障子等打毀あはれ候始末、旁不届ニ付、敲之上所払と相伺候」由、申聞候、右科書之趣ニて八、⁽³⁾ あはれ候て町所をさはかし候もの之御定ニ相当り可申哉、

所払之儀、在方八居村、江戸町人八居町を払ひ、右之外ニ住居いたし候儀八御構無之候間、無宿ニ成候筋ニも無之、假令無宿ニても入墨又八敲等之御仕置申付候上門前払ニ可成もの、引取人有之候得は、糺之上引渡遣、佐州其外人足寄場等え差遣候は、引取人も無之もの之儀ニて、天明八申年并去ル戌年之御書付も、無宿ニ限り候儀ニ付、例も相見不申、御構之地ニ徘徊いたし候上悪事いたし候もの之御定も有之候処、敲之上所払御仕置ニ相成候八、⁽⁴⁾ 右躰悪事いたし候もの故、無程村方え立帰り、又候悪事可仕との儀を以、佐州え遣候八、此ものニ限り候儀ニも無御座、追放等ニ申付候程之悪事いたし候もの八、猶更之儀ニ候間、以来之例ニも相成候ては、右類之御定ニも響キ候様成行可申哉、

無宿ニも無之ものを佐州え水替人足ニ差遣候ては、旁相当仕間敷候間、⁽⁵⁾ 定例之通取計可申旨被仰渡可然哉ニ奉存候、

午十二月

〔朱書〕「郡蔵儀、此度八敲之上寄場^え遣候様、被仰渡候旨被仰聞、」

右の評議が引用する「科書」によると、郡蔵の所業は次のようなものである。すなわち郡蔵は、上州下武士村の弥平次宅に八人以上の大勢で、しかも鉄炮や鎗をもって押しかけて酒を飲み、また同国新宿村の清次宅においては、無宿の和七とともに戸障子等を打ち毀して大暴れしたのである。

郡蔵のこのような狼藉乱暴に対して、関東郡代中川飛驒守は「例は無御座候得共、佐州水替人足^二差遣候様仕度奉存候」(傍線部②)との伺をたてた。佐州水替人足差遣とした理由は、村人の「難儀」を取り除くためである。本来ならば「御仕置申渡候上、定例之通追払」(傍線部①)に処すべきなのだが、そうしたならば郡蔵はたちどころに立ち帰ってふたたび悪事を働くのは目に見えている。佐州水替人足は無宿を対象とするから、有宿を送るという前例は無いのけれども、佐渡送りとすれば村人の「難儀」は除去されるという訳である。

この伺に対する評定所評議は、「定例之通取計」(傍線部⑤)すなわち「敲之上所払」という結論である。郡蔵の罪状に適用すべきは、「あはれ候て町所をさはかし候もの之御定」(傍線部③)であつて、その規定は「公事方御定書」下巻第七十六条第二項の「一あばれ候て町所をさわかし候もの 敲之上所払」である。「悪事いたし候もの故、無程村方^え立歸り、又候悪事可仕」(傍線部④)ということを理由として佐渡送りとするならば、それは郡蔵に限ったことではない。追放等に処すべき悪事を犯した者であれば猶更そのように取り計らふこととなり、「公事方御定書」の規定と齟齬をきたす。無宿でない者を佐州水替人足に差遣するのは適当ではないというのである。⁽²⁶⁾

老中差図(朱書の部分)はこの評議を覆して、「此度八敲之上寄場^え遣」とした。評議の結論を採用するならば、村人の「難儀」は取り除くことは困難である。さりとて関東郡代の伺を採用すれば、評議にいう通り、追放刑に処すべき者の多くが佐渡送りの対象者になってしまう。そこで思い至ったのが人足寄場への収容である。そうするこ

とで村人の「難儀」を除去するとともに、郡蔵に教化改善の処遇を施してその人間性を改めようと考えたのである。ただ、差図は「此度八」と述べているので、郡蔵の人足寄場収容は臨時の措置である。

郡蔵一件について伺を立てたのは、関東郡代中川飛驒守である。しかし、郡蔵を人足寄場に送致したのは菅沼下野守である。中川飛驒守は、関東郡代を兼務する勝手方の勘定奉行である。一方、菅沼下野守は公事訴訟を担当する公事方の勘定奉行である。それ故、老中差図を契機として、郡蔵の担当が公事方勘定奉行に変更となったと考えられる。村人一同の赦免願書によると、郡蔵は菅沼下野守の役宅において敲の刑に処され、その上で人足寄場に送られたのである。²⁷⁾ところが、享和二年四月における郡蔵の赦免は再び関東郡代中川飛驒守が担当した。担当の変更は、菅沼下野守が同年五月二十七日、差控を命じられて勘定奉行を罷免となったこと²⁸⁾と関係しているとおもわれる。以上に見たように、郡蔵が寄場入りとなった所業は、菅沼下野守と何らの関連も有しない。したがって、丸山氏の推測された「菅沼下野守の感情を害する如き所行があつたが故に強引に寄場に収容された」という見解は成り立たない。

四 郡蔵の寄場入りと追放刑者の寄場収容

文政三年（一八二〇）十月、幕府は江戸払より重追放までの追放刑者についても、場合によっては収容年限を定めて寄場に収容することとした。このことを評定所一座から目付に通知した文書が存する。左記の通りである。²⁹⁾

御目付中

評定所一座

人足寄場え差遣候もの之儀、是迄江戸払以上追放等ニ相成候ものは不差遣候処、以来は右躰御構有之ものも、

品ニテ年限を定、寄場え遣、尤右之分は、江戸江追放等之名目肩書ニいたし差遣候間、寄場外之稼は不相成、寄場内之手業為致候積、一座相談之上、公事方御勘定奉行方阿部備中守殿え伺相済候間申達候、右は年限相立候後、御構場所外之身寄之もの方引受相願候八、其時々元懸り、拙者共え問合之上引渡遣候様可相心得旨、兼て奉行え御達被置候様存候、以上、

辰十月

目付には次の事項を知らせた。(1)江戸江以上の追放になる者はこれまで人足寄場に差遣しなかつたが、今後は「品ニテ年限を定」めて収容する。(2)江戸江以上の追放刑者なのもつばら寄場内での手業に従事させ、立入禁止区域である江戸市中への労働に出すことはしない。(3)出所させる場合は「御構場所(立入禁止区域)」以外の身元引受人に引渡すこととする。

この決定は、公事方勘定奉行の提案に基づく。同年八月十二日、石川主水正(忠房)ならびに松浦伊勢守(忠)は連名で、「江戸江以上の追放之者、人足寄場え差遣候儀奉伺候書付」と題する左の伺を老中阿部備中守(正精)に提出した。⁽³⁰⁾

関東在く取締之ため廻村為仕候御代官手附手代共召捕候悪党者之内、別て手放難置類は、無宿又は宿有之ものニても御仕置濟候上、佐州え水替人足ニ差遣候儀、文化二五年閏八月、牧野備前守殿御勤役中伺之上、当分伺之通可取計旨被仰渡、押借、ねたり、又はあはれ歩行候若輩之もの、右之通取計候得共、及年輩若もの之頭分杯申類、又は公事出入之腰押等致、村方を為騒、其身は陰ニ相成居、愚昧之もの共え申勤、無謂儀を企、終ニは村方衰微之基ニ相成候者共も不少、右は水替働等いたし候年齢ニ無之、佐州え難遣候間、常州上郷寄場有之節は、右寄場え遣候ものも有之候処、当時は上郷寄場相止、佐州而已ニ付、差支候儀有之、且は佐州え遣候程之ものニも無之候得共、三五年之内は元居村徘徊為致候ては、良民之迷惑ニ可相成者等も有之候間、⁽¹⁾勤弁仕候処、江

戸払以上御仕置追放ニ相成候者ニても、人足寄場え差遣、寄場外之稼不為致、寄場内之手業為致置候得は、牢内又は溜預申付置候も同様ニて、御構場所徘徊いたし候筋ニは無御座候ニ付、其品ニ寄人足寄場え差遣、尤一通り寄場え遣候もの共は、引受人有之次第引渡遣候得共、⁽²⁾御構有之ものは、其段寄場奉行え相達、凡五ヶ年も相立候上ニて、御構場所外之もの方引受相願候ハ、引渡遣候様仕度、此段評定所一座えも相談之上奉伺候、以上、

辰八月

この伺によると、「関東在く取締之ため廻村為仕候御代官手附手代共」が逮捕した「悪党者」のうち、「別て手放難置類」については文化二年（一八〇五）以来、佐州水替人足に差遣してきたという。今回の提案は、(1)本来、佐州送りとすべき悪質な罪状の者であるが、年齢的に水替人足の労働に耐えがたい者、(2)佐州送りとすべき程の罪状ではないが、「三五年之内は元居村徘徊為致候ては、良民之迷惑ニ可相成者等」の二者については人足寄場に差遣すべしというのである。また、追放刑者を人足寄場に収容する理論を、次のように展開している。寄場という場所は「牢内又は溜」と同様であつて、寄場内での労働に従事させるかぎり、「御構場所」の徘徊には該当しない。「凡五ヶ年も相立候上ニて」出所させる場合は「御構場所」の外の身元引受人に引取らせる。つまり、公事方勘定奉行は、「公事方御定書」の追放規定に抵触しない方法を考えたいたのである。この提案は、評定所一座に相談したうえで老中に伺い、提案から二箇月弱の十月七日に決裁となつた。⁽¹⁾

この提案内容を考案したのは、二人の公事方勘定奉行うち、石川主水正（忠房）の方である。松浦伊勢守（忠）が公事方勘定奉行に就任するのは文政三年七月二十八日のことである（前任は京都町奉行）。伺はそれから十三四日後に提出された。一方の石川主水正は、松浦伊勢守に先んじた文政二年九月五日、公事方勘定奉行に就任した。しかも再任である。初任は寛政九年（一七九七）八月二十七日のこと、このときは勝手方に就任し、翌十年十二月三日より公事方に異動した。それより文化三年（一八〇六）十二月十四日までの七年間を公事方勘定奉行として勤

務している（この時の官職名は左近將監¹²⁾。両人のこのような経歴からみて、右の伺を考案して提出するについては、石川主水正がこれを主導したとみるべきであろう¹³⁾。

石川主水正が追放刑者の人足寄場收容を考えたのは、おそらく小舞木村郡蔵の寄場入り一件に示唆を得たことであろう。郡蔵一件は石川主水正が左近將監の官職名によって公事方勘定奉行を勤めていた時のできごとである。同僚の菅沼下野守が担当した異例の事案であるから、印象深く記憶にとどめていたと推察される。郡蔵の場合、その刑罰は敲のうえ所払である。刑罰執行後に郡蔵を野放しとするならば、村に立ち帰って「又候悪事可仕儀」は目に見えている。そこで安藤対馬守ら老中の考えたのが人足寄場收容という措置であった。寄場收容中に教化改善の処遇を施して真人間に改心させ、その上でもう一度社会に戻そうと目論んだのである。すでに見たように、この目論見はみごとに成功した。

石川主水正は、郡蔵一件を江戸払以上の追放刑者に応用すべく、「勘弁」つまりよくよく思案したのである。その結果、「江戸払以上御仕置追放¹⁴⁾相成候者¹⁵⁾ても、人足寄場¹⁶⁾差遣、寄場外之稼不為致、寄場内之手業為致置候得は、牢内又は溜預申付置候も同様にて、御構場所徘徊いたし候筋¹⁷⁾は無御座候」（前掲史料の傍線部①）という理屈と、「御構有之ものは、其段寄場奉行¹⁸⁾え相違、凡五ヶ年も相立候上¹⁹⁾にて、御構場所外之もの²⁰⁾引受相願候ハ、引渡遣候様仕度」（前掲史料の傍線部②）との理屈を考え出したのである。傍線部①は、人足寄場を「牢内又は溜預」と同様の場合と捉え、江戸市中の外役に出さずに寄場内の作業に従事させるかぎり「御構場所」を徘徊させることにはならないと解釈するのである。傍線部②は、五ヶ年收容の後に放免するにあたっては、「御構場所」の外の身元引受人に引き取らせると提案する。そうすることによって、一生涯にわたって「御構場所」に立ち入ってはならないという追放刑の趣旨を貫徹させるのである。この二つの理屈により、「公事方御定書」の追放規定を修正することなく、追放刑者についての新たな対処法とした。無罪の無宿については收容期間をあらかじめ定めないのであるが、

追放刑者については収容期間を「五ヶ年」と定める。この間、追放刑者を社会から隔離して犯罪から社会を守るのである。このことにより、人足寄場の機能としては、犯罪から社会を防御するという役割がより強化されたことになる。同時に、この間の処遇を通じて追放刑者の人間性を改善し、社会復帰を目指そうという訳である。つまり、追放刑は刑罰の外形を同じくして、内容の上で実質的な変更が加えられたのである。³⁴⁾

むすび

郡蔵の寄場入り一件の文書を収載するのは、「寄場人足旧記留」と題する写本である。本書は、寄場役所が「目付のところ」に保管する留書の類から、主として、人足の寄場への入場、寄場からの出場に関する書類を写しとった書冊である。³⁵⁾ その中に、郡蔵に関する文書一三点を採録したということは、寄場役所が郡蔵一件の重要性を認識していたからではないだろうか。

人足寄場は以前から、乱暴狼藉を働いた武家奉公人について、「敲」「重敲」「手鎖」の刑罰執行後に期間を三年と定めて収容するという措置をとっている。それは、寛政三年（一七九一）三月の決定による。さらに寛政十二年（一八〇〇）三月には、有宿についても三年を期間として人足寄場に収容している。このときは「入墨」の刑に処した後の寄場収容である。武家奉公人、有宿いずれの場合も、刑の執行後ただちに釈放したならば地域の迷惑になることが目に見えているという事例である。³⁶⁾ そのため、人足寄場における三年間の処遇を通じて人間性の改善を図ろうというものである。同時に、人足寄場に隔離することにより、これらの人々が引き起こすであろう迷惑行為や犯罪から社会を防御するという役割を人足寄場に担わせたのである。そうした中、文政三年（一八二〇）十月、江戸払から重追放までの判決を受けた者について——その全員ではないが——年限を「五ヶ年」と定めてこれを収

容することとした。公事方勘定奉行による前掲提案書に「三五年之内は元居村徘徊為致候ては、良民之迷惑^二可相成者等」と記されるように、追放の実刑を科して野放しとしたならば「良民之迷惑」になる者について寄場に收容するのである。したがって、その趣旨は武家奉公人や有宿の場合と同じと言つてよい。追放刑者の寄場收容により、人足寄場における社会防衛の機能は大幅に拡大したと言つべきであらう。この直接の契機となつたのが小舞木村郡蔵の寄場入りであつたのである。

ところで、平松義郎氏は、追放刑者の寄場收容について次のように解釈しておられる。³⁷⁾

一八二〇年の改正は、……必ずしも寄場の変質とはいえない。法律的には一八二〇年以後も寄場收容が追放刑に代替したのではない。追放刑は執行を延期されたに過ぎない。実際にも追放刑被告者は出所に當つて御構場所外の引請人に引渡されており、御構場所立入の禁を守つて御構場所外に定住すべきものであつた。寄場は依然として法律上は保安処分であつたが、事実上自由刑的な性格を帯び、実際上変質したと理解すべきものである。

一方、石井良助氏は追放刑者の寄場收容について、次のように解釈しておられる。³⁸⁾

寄場に入ると、懲しめられるが、それは前科者や無罪の者については、場内での手業をさせるための手段であつたが、江戸払、追放刑の執行中の者については、主として入場以前の犯罪に対する刑罰的性質を有したわけである。そうであるから、手業もさせるが、それに重点がおかれるのではなく、犯罪に対する懲戒と隔離に重点がおかれたわけである。隔離については「元居村徘徊為致候ては、良民之迷惑^二相成べきもの等」とあるによつて知られる。江戸払以上の追放刑を受けた者は居町(村)構、または住居之国構となるのであるから、元居村へ戻つてはならないわけであるが、実際には戻る者が多いので、居村の安全のために、一定の年数、人足寄場にいけば監禁し、かつその間に、居村に戻つても、害をしないように懲戒矯正しようとしたものである。

それ故、追放刑者の「人足寄場入は江戸払以上の追放刑の換刑処分ではなく、人足寄場の保安処分的性格を利用した一時的変則的な追放刑の執行方法と解すべきであり、その意味で人足寄場が刑の執行場となったと解してさしつかえない」と結論づけられた。

追放刑の判決を受けた者を寄場に收容することについてそれを法的にはどのように解釈すべきか。平松氏と石井氏とで、その見解は分かれている。平松氏は追放刑の延期、石井氏は一時的変則的な執行と捉える。いずれを是とすべきか、あるいは別の解釈も成り立ち得るのか、難解な問題である。ともかくも、前述したように追放刑者を対象とする寄場收容は、武家奉公人や有宿の寄場收容の系譜に連なる措置である。両者の目的とする処は同じである。すなわち、目的の第一は寄場に隔離することによって犯罪から社会を防御することであり、第二は收容中に人間性を改善する処遇を施し、「良民之迷惑」を根源的に除去することである。追放刑者の收容を契機として、人足寄場の実態としては刑罰執行場の様相が色濃くなったというべきであろう。

平松義郎氏の調査された幕末の刑事統計によると、江戸において追放刑の判決を受けた者は、文久二年（一八六二）、同三年、元治元年および慶應元年（一八六五）の五月から十二月までの都合三年八ヶ月間に、三〇〇人であった。そのうち二二六人が人足寄場に收容されている。八割近くが人足寄場に收容されたわけである。⁽⁴⁰⁾寄場收容を開始した文政三年ごろの比率については不明であるが、この比率は年月を経るにしたがって増大したと言えそうである。⁽⁴¹⁾追放刑者の寄場收容がどの程度の実効性を持ったのか、とりわけ第二の目的がどの程度達成されたか、これを把握するには実態調査が必要である。目下それを追究する手立てを見つけれない。今後の課題としたい。

注

- (1) 『角川日本地名大辞典』によると、小舞木村は、天和元年（一六八一）以降は旗本山岡・鶴殿氏の相給で、幕末の家数は二五、高三一九石餘であった（群馬県 四一七頁、昭和六十三年）。
- (2) なお、「無罪之無宿」と比べてはるかに少数とはおもわれるが、人足寄場は收容期間を三年と定めた武家奉公人および有宿、それに年期を定めぬ有宿を收容することがあった（高塩博「幕府人足寄場の收容者について」武家奉公人と有宿」『栃木史学』國學院大學栃木短期大学史学会、二三号、平成二十一年）。
- (3) 「寄場人足旧記留」は、かつてその全文を翻刻紹介した（高塩博・神崎直美「矯正協会所蔵『寄場人足旧記留』」解題と翻刻」『國學院大學日本文化研究所紀要』七六輯、平成七年）。現存する「寄場人足旧記留」は、寛政四年（一七九二）六月より享和三年（一八〇三）七月までの六二点の文書を収録する。
- (4) 辻敬助『日本近世行刑史稿』上、九五六～七・九六六～七頁、昭和十八年、刑務協会発行（昭和四十九年に矯正協会より覆刊）。高塩博・神崎直美「矯正協会所蔵『寄場人足旧記留』」解題と翻刻」史料〔61〕一九七～一九八頁。
- (5) 高塩博「寄場奉行一覽稿」『法史学研究会会報』一四号七〇頁、平成二十二年。
- (6) 石井良助「日本刑罰史における人足寄場の地位」『日本刑事法史』法制史論集第一〇巻、一九四頁、昭和六十一年、創文社（初発表は昭和四十九年）。
- (7) 郡蔵の寄場入りに関する十三点の文書は、時系列によって示すならば左記の通りである。翻刻の際に与えた史料番号によつて示す。
- 〔23〕寛政十一年（一七九九）二月（五日）郡蔵の身柄送致状（勘定奉行菅沼下野守より寄場奉行川村嘉吉宛）
- 〔24〕同年二月五日 郡蔵の身柄取扱いについての申入れ（勘定奉行菅沼下野守より寄場奉行川村嘉吉宛）
- 〔25〕同年二月（十二日）郡蔵の身柄引請願いが出たので、放免につき照会（寄場奉行川村嘉吉より勘定奉行菅沼下野守宛）とその回答
- 〔22〕同年二月（二十九日）郡蔵の処遇につき照会（寄場奉行川村嘉吉より若年寄堀田撰津守宛）
- 〔26〕同年三月七日 郡蔵の処遇につき指示（若年寄堀田撰津守より寄場奉行川村嘉吉宛）

- [39] 寛政十三年（一八〇二）正月 郡蔵の赦免願い（小舞木村名主、組頭、親類等より寄場役所宛）
- [38] 享和元年（一八〇二）五月二日 郡蔵の放免申請（寄場奉行栗田喜兵衛より若年寄堀田撰津守宛）
- [40] 同年五月二十七日 村役人らの赦免願いを返却した旨の報告（寄場奉行栗田喜兵衛より若年寄堀田撰津守宛）
- [47] 享和二年二月二十日 二度目の放免申請（寄場奉行栗田喜兵衛より若年寄堀田撰津守宛）
- [50] 同年四月十二日 郡蔵の身柄を郡代役所へ送致することを寄場奉行に通知する要請（関東郡代中川飛驒守より目付松平田宮宛）
- [51] 同年四月（日不明）老中差函により、郡蔵の身柄を村役人に引渡した旨の報告（関東郡代中川飛驒守より目付松平田宮宛）
- [52] 同年四月二十五日 郡蔵放免の報告（寄場奉行栗田喜兵衛より若年寄立花出雲守宛）
- [61] 享和三年二月（日不明）郡蔵の礼状提出と寄場人足一人を郡蔵へ引き渡したことの報告（寄場奉行桜井隼三郎より若年寄堀田撰津守宛）
- 右に見るとおり、十三点の文書の配列には若干の順不同が存する。
- (8) 丸山忠綱『丸山忠綱遺稿 加役方人足寄場について』一〇〇—一〇一頁、昭和五十六年、丸山忠綱先生追悼集刊行会編刊（初発表は昭和三十一年）。
- (9) 高塩博・神崎直美「矯正協会所蔵「寄場人足旧記留」 解題と翻刻」一七三頁。
- (10) 同右一七三頁。
- (11) 「無罪之無宿」を寄場に収容した場合、信頼に足る身元引受人による引渡申請があれば、収容期間の長短を問わずにいづても出場させた（高塩博「幕府人足寄場の収容者について 武家奉公人と有宿」『栃木史学』一三三—一三四頁）。
- (12) 高塩博・神崎直美「矯正協会所蔵「寄場人足旧記留」 解題と翻刻」一七三頁。
- (13) 同右一七三頁。
- (14) 寄場奉行川村嘉吉は、若年寄堀田撰津守に次のように照会している（史料〔22〕）。
- （前略）寄場の儀は無宿之者請取置、心躰之様子ニ寄、夫々取立遣、勿論銘々手業も致させ候得は、部屋外え差出置候間、

- 御取^レ等宜随分心附候得共、是迄間、逃隠候も御座候儀故、若右躰之儀可有之も難計儀奉存候、右之趣御差図御座候者は、遣方等差支候儀も有之、殊二百姓之事二候得は旁以差支も有之趣ヲ以、猶又下野守^ニ掛合候得共、難請取旨申聞候、重千被仰渡^ニも御座候間、百姓^ニは御座候得共、外人足同様之心得^ニて寄場^ニ差置可申哉、此段奉伺候、以上、
- (15) 高塩博・神崎直美「矯正協会所蔵「寄場人足旧記留」 解題と翻刻」一七四頁。
- (16) 同右一八二頁。
- (17) 註(1)に述べたように、小舞木村の家数は幕末期において二五であった。
- (18) 高塩博・神崎直美「矯正協会所蔵「寄場人足旧記留」 解題と翻刻」一八一頁。
- (19) 同右一八三頁。
- (20) 同右一八七頁。
- (21) 文化十三年(一八一六)の史料によると、役付人足には小使、外使、世話役、卯時役、髪結があり、日々の食糧は平人足よりも多く支給され、無地の四季施を着用した(平人足は水玉四季施)。月々の手当は、外使、小使、世話役は五百文、炊事係である卯時役と人足共の髪を結う髪結は三百文以下が支給された(神崎直美「江戸東京博物館所蔵「寄場」について」『城西大学研究年報』二六号一七頁、平成十五年)。
- 世話役は寛政五年(一七九三)にはすでに見えており、身元引受を依頼するために、平人足を同伴して江戸市中に出ることがあった。その際、寄場役人の戒護を伴わない場合もあった(『御仕置例類集』第一輯古類集一、三三二「寄場人足入墨あご吉事与四郎盗いたし候一件 五〇四頁、司法省調査部、昭和十六年序)。
- (22) 高塩博・神崎直美「矯正協会所蔵「寄場人足旧記留」 解題と翻刻」一八八〜一八九頁。
- (23) 同右一八九頁。
- (24) 同右一八九頁。
- (25) 『御仕置例類集』第一輯古類集一、五九「御仕置相濟候上佐州え可差遣哉之儀に付評議、六四、六五頁、司法省調査部、昭和十六年序。
- (26) 評定所評議にいう「天明八申年」の書付(波線部)は、「御書付留」の第五十八、天明八年(一七八八)十一月二十二

- 日に三奉行に宛てた「一盗之科ニテ御仕置相済門前払ニ可致無宿佐州ニ可遣旨御書付」を指し、「去ル戌年之御書付」(波線部)は、「御書付留」の第六十三、寛政二年(一七九〇)二月二十八日に三奉行に宛てた「一無罪無宿加役方人足寄場え差遣可申旨之御書付」を指す(徳川禁令考、別巻二一〇・二二四頁)。いずれも、無宿対策としての老中書付である。
- また、評定所評議にいう「御構之地ニ徘徊いたし悪事いたし候もの之御定」(波線部)とは、「公事方御定書」下巻第八十五条第十項「一御構之地ニ致徘徊候上、悪事いたし候もの 入墨以上ニ可申付悪事ニ候ハ、死罪、入墨ニ可申付程之悪事ニ無之ハ、前之御仕置より一加重ク可申付」を指す。
- (27) このことは、小舞木村の村人が連名で提出した赦免願(史料〔39〕)に、「去ル未年二月五日ニ於 菅沼下野守様御役宅、敲之上御人足寄場え被為仰付候」と記される(高塩博・神崎直美「矯正協会所蔵「寄場人足日記留」 解題と翻刻」一八二頁)。「敲」の刑は、小伝馬町牢屋敷の表門において、これを公開で執行するのが原則である。赦免願いに言う「菅沼下野守様御役宅」とは何処を指すのであろうか。
- (28) 菅沼下野守の罷免について、「柳宮補任」は「家来不埒之儀有之処、不存罷在不束ニ付、於京極備中守宅御役御免、差控」と記す(大日本近世史料『柳宮補任』二、四六頁。東京大学史料編纂所編、昭和三十八年、東京大学出版会編)。
- (29) 「天保撰要類集」人足寄場之部 式 江戸払以上追放相成候者、人足寄場え差遣候儀ニ付、御勘定奉行伺之事(高塩博・神崎直美「旧幕府引継書「天保撰要類集(人足寄場之部)」 解題と翻刻」、『國學院大學日本文化研究所紀要』八三輯三八八頁、平成十一年)。
- (30) 同右三八八頁。
- (31) 同右三八八頁。
- (32) 大日本近世史料『柳宮補任』二、四八頁。
- (33) この提案に対する文政三年十月七日の老中決裁は、松浦伊勢守ではなくして石川主水正に通達された(高塩博・神崎直美「旧幕府引継書「天保撰要類集(人足寄場之部)」 解題と翻刻」三八七頁)。このことも、この提案が石川主水正の主導によるものであったことを裏づけよう。
- (34) 追放刑は懲戒の効果が薄く、追放先の治安を悪化させる。また、無宿とされた追放刑者は、その日から衣食の便を失う。

そのためにおのずと盗みを働いたり、立入禁止の出身地に立ち戻ることになる。すなわち、追放刑は犯罪を再生産するという側面を有するのである。追放刑に内在する、こつした弊害と矛盾は誰の目にもあきらかである。文政三年に始まった追放刑者の人足寄場收容は、追放刑の不都合をすべて解消させるには至らないまでも、それをおおいに緩和させることができた。幕府の刑事政策は、追放刑者の寄場收容によっておおきく変容を遂げたといふべきである。上州小舞木村郡蔵の寄場收容の一件は、その契機をつくつた事案として位置づけられるであろう。

(35) 高塩博・神崎直美「矯正協会所蔵『寄場人足旧記留』 解題と翻刻」一五一頁。

(36) 高塩博「幕府人足寄場の收容者について 武家奉公人と有宿」『栃木史学』一三三号。

(37) 平松義郎「刑罰の歴史 日本(近代的自由刑の成立)」『莊子邦雄・大塚仁・平松義郎編『刑罰の理論と現実』四八頁、昭和四十七年、岩波書店。

(38) 石井良助「日本刑罰史における人足寄場の地位」『日本刑事法史』一九三頁。

(39) 平松義郎「近世刑事訴訟法の研究」一〇五九―一〇六〇頁、昭和三十五年、創文社。

(40) 追放刑者の寄場收容の文政三年以後の変遷は、『丸山忠綱遺稿 加役方人足寄場について』九頁参照。
 (41) なお、左記の研究は收容者をめぐる人足寄場の議論を整理している。

・塚田孝「人足寄場收容者について」『身分制社会と市民社会 近世日本の社会と法』六七―七四頁、平成四年、柏書房(初発表は昭和五十五年)。

・坂本忠久「江戸の人足寄場の性格とその変化をめぐって」『天保改革の法と社会』一九〇―一九三頁、平成九年、創文社(初発表は平成四年)。